

第4次関市行政改革

第4期推進計画

平成21年度～平成22年度

関 市

平成21年3月

目 次

1 市民参画と協働による市政の推進(1-1～1-11)	……	3
2 行政サービスの向上(2-1～2-11)	……	6
3 電子自治体の推進(3-1～3-7)	……	9
4 民間委託等の推進(4-1～4-7)	……	11
5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合(5-1～5-14)	……	13
6 組織・出先機関の見直し(6-1～6-4)	……	16
7 定員管理・給与の適正化(7-1～7-7)	……	17
8 第三セクター等の見直し(8-1～8-6)	……	19
9 経費節減等の財政効果(9-1～9-12)	……	20

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
【1 市民参画と協働による市政の推進】						
1-1	(1)アダプト・プログラム(里親制度)の推進 (2)NPO等の支援 < 企画政策課 >	情報の共有化 環境の整備(ボランティアセンターなどの活動拠点の整備) 人材の育成(人材養成講座等の開催支援) 機会の拡充(きっかけづくり) 意識の改革(市民と行政職員の協働に対する意識の醸成) NPOの支援(前提条件:支援の内容や基準の明確化)	土木課に移管し、活動の拡大を図った。 市民活動センターの設立は、駅前開発の見直しによりひとまず白紙化したが、NPO支援のための補助金交付制度の新設やNPO認証事務の権限委譲を受けることで支援体制の充実を図った。	情報の共有化	運用	
				人材の育成	支援	
				情報の共有化	運用	
				市民活動センターの整備	整備	運営
				人材の育成・NPOの支援	支援	
1-2	パブリック・コメント制度の導入 < 企画政策課 >	パブリック・コメントは、条例や計画などの一定の施策の案や資料などを公表し、それに対する意見や情報を市民から広く募集し、寄せられた意見等を考慮しながら政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する制度であり、その目的は、政策決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、市民との協働による市政を進めることにある。市政全般にわたり総合計画をはじめ各種計画策定や事業計画策定におけるパブリック・コメント制度の導入を検討する。	パブリック・コメント制度が正しく運用されるよう、条例制定前に所管課に指導を行った。しかしながら、公表した素案に対して、一部には賛否の回答が寄せられていることから、市民向けに制度の趣旨を知らしめる必要があるように分析した。今後、広報等において、制度の趣旨とどのような意見を求めるかを周知していく。	制度案の作成、実施要綱の制定	(H20) 済	
				制度の導入(実施)	実施	
1-3	市民参画の仕組みづくり(まちづくり基本条例の制定) < 企画政策課 >	自治の基本原則や、行政運営のルール、市民と行政とのそれぞれの役割と責務、市民参加のあり方と協働の仕組みなどを定めるまちづくり基本条例を検討・制定し、まちづくり基本条例に沿った市民参画を目指す。	先進都市の事例研究を継続した。	まちづくり基本条例の制定	検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
1-4	男女共同参画の推進 < 企画政策課 >	市民に男女共同参画に対する意識や男女共同参画社会への取り組み方についての考えをアンケートによって聴取するとともに懇話会に男女共同参画に対する提言の依頼を行なう。 庁内委員会においては、現行のプランの積み残しなどの研究を行い、策定委員会を立ち上げて第二次のプランの策定に取りかかる。	男女共同参画第2次まちづくりプラン(案)を取りまとめ、パブリックコメントに供した後、3月末に製本し、関係機関に配布した。	市民意識調査	(H20) 済	
				男女共同参画懇話会	意見助言	
				男女共同参画推進部会	推進	
				男女共同参画プラン策定委員会	検討策定	
				意識啓発	実施	
1-5	ホームページの積極的な活用(行政関係に限る。市議会を含む。) < 広報課 >	(1)コンテンツの充実 地方公営企業の情報(公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計等の概要、計画、収支状況を公表等)その他、行政に関する情報を掲載する。 議会中継(インターネットのほかにテレビ中継も検討する。)その他動画による映像配信を検討する。 施設の予約状況等住民に便利な情報発信を充実する。 (2)ホームページの再構築 行政情報ページを独立させることで住民参加を可能とする(観光、イベント、地域の出来事など身近な情報は、ボランティアの活用により、地域住民の参加のもとに行う。) 地域企業などの広告掲載を検討する。	業務が広報課へ移管され、レイアウトの見直しや広告掲載を実施した。	施設予約情報の提供	実施	
				行政情報の充実	実施	
				動画配信	実施	
				出先へのLAN配信	実施	
				インターネット中継	実施	
				テレビ中継	検討	
				ホームページ再構築	運用	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
1-6	ホームページの積極的な活用(地域情報ホームページの作成) < 広報課、電子情報課 >	現行の開市ホームページを2つに分け、行政情報のみを提供する「新開市ホームページ」と市域の情報(学校、PTA、自治会、特産物、観光、商店、宿泊、コミュニティビジネスを展開するNPO等の支援等)を扱う「市域ポータルサイト」に分け、個々に運用する。「新開市ホームページ」は現状どおり職員が管理運用し、費用も市費でまかなう。「市域ポータルサイト」は、一部を手馴れたNPO等に委ねることで迅速な情報更新を可能とする。このほか、市域ホームページには有料広告欄の設置について検討を進める。また将来、機器更新を機に、保守費用等を含めた経費削減を目指し、ホスティングサービス(インターネット用機器を事業者に預け運営管理を委託する)への移行を検討する。	地域情報の発信に至る取組は、実施できなかったため、今後も継続して検討を進める。	機器等整備	検討	
				サポーター募集	検討	
				企業広告募集	募集	
				ホームページ再構築(住民参加による)	検討	
1-7	市への意見等の対応(処理)の一元化 < 広報課・電子情報課 >	(1)内部利用システム 外部意見を取り入れるシステム:ホームページ上にパブリックコメント機能を追加し、書き込まれた意見、e-メールに対する処理経過等をデータベース化しこの情報を職員で共有する。 職員の資質向上システム:記録された情報は、職員で共有することで、同様の問題が発生した場合における解決の糸口となるほか、擬似的体験によりトレーニングにも利用することで、職員の資質向上、均等化を図る。 (2)公開システム 意見等の公開システム:意見・回答のうち可能なものは、ホームページ上の「情報公開コーナー」で公開する。	ホームページから市民が提言・質問を行える「市民の声」システム、パブリックコメントシステムが稼働しており、パブリックコメントについては、処理経過等をデータベース化し市内イントラネット情報共有が可能となった。更に情報共有が可能な仕組みについて検討を行っている。	機能等整備	運用	
				内部利用システム	運用	
				公開システム	検討	
1-8	広報・広聴における市政モニター設置 < 広報課 >	行政情報のモニターや市民レベルからの提案など、市民の目線から見た行政情報のあり方、本当に知りたいことなどを各地域のいろんな立場の市民モニターを募集し、定期的な意見徴収やディスカッションの場を設けることで、より具体的な内容にまで掘り下げた行政情報の発信と広聴システムの構築が可能となる。モニター制度導入に向け要綱や基準などを検討する。	モニターの募集と会議の開催(2回)。モニター代表と市長との対談を開催し、内容を市勢要覧と広報番組で活用して情報発信した。	モニター制度の研究	済	
				モニター制度(基準・要綱)の設置検討	済	
				モニターの募集	済	
1-9	防災体制の見直し < 交通防災課 >	防災訓練については、反省会の意見等を参考に再検討する。また、防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の確立(育成、組織化)を図る。あわせて地域と行政の役割分担についても検討する。	防災訓練では、各自主防災会からの情報伝達訓練を取り入れ実施した。また、複数の自治会で編成されている自主防災会が多く、円滑な運営が行われていない現状が見受けられるため、1自治会=1自主防災会を基本とする体制の見直しを提案した。	防災訓練の見直し	検討 実施	
				自主防災組織の見直し	育成	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
1-10	民間委託の推進(業務の民間委託) 道路、河川管理(草刈、補修)の地元委託化 < 農務課、林業振興課、土木課 >	道路の維持管理については、修繕的なものと、側溝清掃や草刈りなど地域の道路環境美化的なものに区分し、行政と市民(企業)がそれぞれ役割分担して、道路管理の体制を除雪も含めて推進する。そこで、地域でできることは、地域で管理する意識を市民に普及徹底し、草刈や簡単な補修等は出来る限り自治会活動などで管理してもらえるよう市民の理解を求め。	農地・水・環境保全向上対策事業(H23年度まで)により、43地域組織(農業者及び非農業者団体)と協定を結び、地域内の道・水路等の管理などの取り組みを実施した。(農務) 林道の草刈りなど、自治会から要望があったが、地元で対応していただくよう理解を求めた。また、ライフライン支障木等処理事業(1/2補助)において、7団体の取り組みがあった。(林業振興) 関市公共施設アダプトプログラムを活用した道路・河川管理を推進した。(土木)	自治会・ボランティア等による管理	随時実施	
1-11	情報公開及び個人情報保護制度の充実 < 総務財政課 >	市の情報公開制度及び個人情報保護制度についての理解を更に深め、全ての職員が適正に処理ができるように努める。また、各種行政情報・資料の適切な提供・公開に努めるとともに、市民への周知を徹底させる。 市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益を保護することにより、市民の基本的権利の擁護と公正な市政の推進を図る。地方公営企業についても、上記について同様に推進する。	公文書公開審査会において委員から聴いた意見をもとに個別具体的な改正について内容の検討を行う。また個人情報保護条例においても同様に改正方針等を検討予定。	条例の適正な運用 制度状況の公開	検討 実施	
[2 行政サービスの向上]						
2-1	住民窓口の夜間等延長の見直し < 秘書課 >	当分は繁忙期のみ、夜間延長による住民票等各種証明書の交付、指定ゴミ袋購入券の交付などを行うこととし、他の業務(地方公営企業含む)の夜間延長をはじめ将来のあり方について検討する。	H20.3.24(月)～4.4(金)までの10日間(土・日除く)、午後7時まで窓口延長を実施した。 (市民課、国保年金課、税務課、生活環境課でのべ216人に対応) 今年度末も実施を検討している。	夜間窓口等の検討 夜間窓口の延長(3月中旬から4月中旬)	検討 実施	
2-2	住民票等各種証明書の自動交付機の導入 < 市民課 >	平成18年度から20年度でシステム、諸費用及び設置場所を検討し、平成21年度に機器の導入を図る。	自動交付機のデモ機調査、導入効果、機器開発状況等を検討、県内導入市の状況調査を行う。	自動交付機の導入	検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
2-3	総合窓口とワンストップサービスの検討 < 秘書課、企画政策課 >	関係各課やせきCプロジェクトチーム等により、総合窓口の設置を検討し、窓口での対応が可能な業務内容を検討する。また、ワンストップサービスの実施に向け検討する。	北庁舎に職員による案内コーナーを設け、フロアーマネージャー様の対応を行った。この試みは、今後しばらく継続する。	総合窓口設置の検討	検討	
				ワンストップサービスの検討	検討	
2-4	なんでも相談窓口の検討 < 秘書課、広報課、企画政策課 >	市民生活に関する要望・相談に適切に対応するための市民相談業務の充実を図る。 また、全職員が市役所の案内役である意識を持ち、積極的に案内や取次ぎを心がけるとともに、誰もがスムーズに各課等が担当する業務を案内できるよう業務一覧情報(お助けマニュアル等)を整備する。	業務一覧情報(届出内容別案内6種類等)の活用を推進した。 北庁舎一階に案内所を設置し、正規職員の交代制による案内係を配置し、来庁者の案内を実施している。	なんでも相談窓口の設置	検討	
				業務一覧情報(お助けマニュアル等)の整備	実施	
2-5	各種申請書・申請方法等の見直し < 全課・電子情報課 >	申請や届出書式の簡素化と手続きの迅速化を図る(地方公営企業含む)。 電子申請・届出については、県が中心となって平成14年8月に岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会を設置し、県下市町村共同で検討しており、情報収集に努めながら、電子申請の導入を検討する。	次のとおり改善、見直しを行った。 秘書課()、市民課課()、市民健康課()、商業観光課()、農務課()、生活環境課()、都市整備課()、下水道課()、学校教育課()、文化会館()、給食センター()	申請・届出書式の簡素化	検討 実施	
				電子媒体を利用した申請・受理方法の検討	検討	
				手続きの迅速化	検討 実施	
2-6	事務処理のマニュアル化の推進 < 全課 >	各課業務(地方公営企業含む)のマニュアルの整備を進め、業務ノウハウの共有化と標準化により、誰が対応しても正確で質の高いサービスの提供に努めるとともに、職員異動による事務引継ぎ時の効率低下を防止する。	次のとおりマニュアルを行った。 洞戸事務所()、上之保事務所()、板取事務所()、武芸川事務所()、総務財政課()、管財課()、契約検査課()、税務課()、高齢福祉課()、子育て支援課()、市民課()、国保年金課()、商業観光課()、生活環境課()、公共用地課()、水道課()、生涯学習課()、図書館()、文化会館()、スポーツ振興課()、関商工()	マニュアルの作成	作成	
2-7	権限移譲事務の受入れ < 企画政策課 >	権限移譲を受けた事務を迅速かつ的確に処理する。権限移譲対象となっている事務の今後の受入について、検討し受入れを図っていく。	H19年度に取りまとめた「県と市町村との役割分担会議」における合意事項に沿って、移譲を受けた。	権限移譲受入事務の処理	実施	
				権限移譲受入事務の検討	検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
2-8	健康の増進 < 市民健康課 >	「自分の健康は自分で創る」という基本的な考えのもと、市民健康体操を広く普及したり、健康づくりとウォーキングを奨励するなど各種健康づくり事業を推進することにより、自ら健康づくりを実践できる人づくりを進め、健康を増進し発病を予防する。また、各種健康診断の受診率の向上や健康相談・健康教育の充実を行うことにより病気の早期発見・早期治療を図る。	各種がん検診、ヤング健診は、休日にも開催し、受診率の向上を図った。 市民健康課、保健センターの事業、出前講座等で市民健康体操を行い、普及に努めた。 スポーツ振興課等と連携し、ウォーキングの普及に努めた。また、各自治会等の開催するウォーキング大会に補助金を交付しウォーキング人口の拡大に努めた。 健康相談、健康教育を開催し、市民の健康づくりに努めた。	健康診断受診率の向上 老人保健法による健康診査は(廃止)	実施	
				市民健康体操の普及	実施	
				健康ウォーキングの実施	実施	
				その他健康事業の推進	実施	
2-9	地域福祉計画の推進と見直し < 福祉政策課 >	市民へサービス内容を周知するための啓蒙・啓発を行い、合併後の市民ニーズ等の把握と施策を点検し、計画を推進する。	第2期計画(22～26年度)策定に向けて、基礎資料を得るために市民アンケートを実施する。	地域福祉計画の見直し	実施	
				計画の推進	実施	
2-10	次世代育成支援対策地域行動計画の推進と見直し < 子育て支援課 >	市民へサービス内容を周知するための啓蒙・啓発を行い、市民のニーズの把握と施策を点検し、計画を推進する。	後期行動計画のための市民意識調査の実施とニーズ量の把握および国への報告をした。	行動計画の推進	推進	
				行動計画の見直し	見直し	
2-11	老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進と見直し < 高齢福祉課 >	市民へサービス内容の周知のための啓蒙・啓発を行い、市民のニーズの把握と施策を点検し、計画を推進する。	第3期計画推進、第4期計画策定した。	計画の見直し	(H20) 済	
				計画の推進	実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要 (平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
[3 電子自治体の推進]						
3-1	公共施設予約システムの導入 < 電子情報課 >	現在の情報システムの機能を精査し、予約までも含めた運用を行った場合に生じる問題を整理し、受付事務の効率化のみでなく、コスト削減につながる抜本的な業務改善を絡めてシステム拡張、構築を検討する。	今年度からのシステム本運用により、施設の管理及びインターネット上での空き状況の検索が可能となっている。	事務全体の調査 情報システム開発	(H20) 済 運用	
3-2	電子決裁の運用 < 総務財政課 >	(1)当面の対応 現在かわせみnetに組み込まれている電子決裁機能を活用し、電子決裁の問題点、手順の問題点を精査しつつ、運用する。今後、電子決裁システムを中心とする基幹業務体系にスムーズに統合できるよう全庁的な検討を進める。 (2)今後の対応 「3-5統合基幹業務システムの導入」に記載のとおり	(財)岐阜県行政情報センターの新システム導入に伴い、導入を検討する。	現用システム 情報システム開発	運用	検討
3-3	電子入札の導入 < 契約検査課 >	岐阜県と県内市町村で構成する「岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会」による電子入札システム(建設工事と建設コンサルタント部門)を導入し、入札の公正性、透明性、競争性を確保する。物品調達(物件、その他業務)についての市町村共同電子入札システムについても、同協議会で検討を行う。 また、入札参加資格審査業務共同化(建設工事と建設コンサルタント部門)についても、電子申請化し、業務の軽減及び事業者の利便性を向上させる。	電子決裁の問題点、手順を精査した。	電子入札(工事・建設コンサルタント) 電子入札(物件、業務) 入札参加資格審査業務共同化(工事・建設コンサルタント)		開発 運用 実施
3-4	電子納品の導入 < 都市計画課 >	運用基準を作成して受発注者に周知徹底を図る。 ソフト及びハードの整備を促進する。 納品データの一元管理保管に向けた調査検討する。職員のCAD研修を実施する。	納品データの一元管理には、多額の投資が必要なたため、また誰もが閲覧する必要はないため、各課のランで確認できる簡易な収蔵を検討する。	運用基準の作成 電子納品の実施 納品データの一元管理	運用	試行 実施 試行 実施

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
3-5	統合基幹業務システムの導入 <電子情報課、総務財政課>	電子決裁(グループウェア)、住民情報系システム内で運用される歳入・歳出管理、財務会計、行政評価、人事給与システムなどの各システム(地方公営企業を含む)を統合し電子決裁、情報公開を考慮した「統合基幹業務システム」として再構築し、一体的に運用するシステムについて構築を検討する。	県内市町村(財)岐阜県市町村行政情報センターで組織するシステム再構築開発部会及びシステム再構築分科会へ参加し、情報システムの最適化に向けた検討を行っている。	電子決裁基盤整備	検討	
				機能検討・修正	修正	
				正規版運用	運用	
3-6	情報システム調達形態の再検討 <電子情報課>	当初費用ほかに、少なくとも機器の耐用年数内の機器保守、アプリケーションのメンテナンス等の費用の提示を受け、総合的に判断し調達先を決定することで、有利な契約とすることができる。システムの導入形態として、機器、アプリケーションは相手方の施設に置き、機能のみを借りる契約(ASP)を検討することが必要となる。	現行契約について精査を行い、総合評価方式等、契約形態について検討を行っている。GISについてはASPにより運用している。	現行契約の精査	実施	
				契約形態検討	検討	
				総合評価方式での契約	検討	
				ASPの導入	実施	
3-7	情報提供の推進～電光掲示板(アトリウム)の機器更新 <広報課>	文字情報のみならず、フルカラー画像や動画、音声の配信が可能となり、かわせみネットや市ホームページとの連携、各施設とのネットワークを利用することが可能となれば、市役所や出先機関などと連携した情報の発信、共有化を図ることが可能である。関係各課や各事務所および、わかくさ・プラザなどの集客の多い公共施設等と検討・協議する。	H20年度でネットワーク対応の機種に更新した。	システム検討	実施	
				ネットワーク検討	実施	
				機器導入	実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
【4 民間委託等の推進】						
4-1	民間委託に関する指針の策定 < 秘書課、総務財政課 >	民間の活力を活用し、行政事務の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間委託が適当なものについて、行政責任の確保等に留意しながら、市の業務を民間委託へ積極的に推進するため、民間委託に関する基本指針(地方公営企業含む)を策定する。	政策総点検で民間委託推進の精査がされており、実質その点検実施要領が基本指針となっている。その要領を踏まえて各課で民間委託の推進を実施している。	業務全般の実態調査	実施	
				基本指針の策定	(H20) 済	
				民間の業務委託の推進	実施	
4-2	公の施設の運営等の見直し < 関係課 >	公の施設の管理運営の効率化により、市の財政負担を軽減し、市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入など管理運営方法の見直し(地方公営企業含む)を進めるとともに、施設によっては統合・廃止についても検討する。	指針を改正し、指定管理者の選考及びモニタリングに際し外部有識者の意見を必要に応じて取り入れることとし、モニタリングの徹底と公表について定めた。	方針の策定	(H20) 済	
				施設の見直し	実施	
4-3	指定管理者制度の導入 < 関係課 >	指定管理者制度を導入することにより、民間事業者の能力やノウハウが幅広く活用され、より有効な行政サービスと管理経費の節減が期待できる施設(地方公営企業含む)については、積極的に制度を導入していく。	指定管理者制度を導入してから3年度が経過し、更新等の時期になったため、各施設に指定管理者の導入や更新等について検討をするよう通知した。	導入施設の検討	検討	
				導入施設の検証	実施	
4-4	PFIの活用 < 企画政策課、都市整備課 >	新たな施設整備に当たっては、PFIの導入の有無について検討する(検討委員会の設置)。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力、ノウハウを活用し効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るPFIを適切に導入する。関駅周辺整備事業を取り止め、新たに公共交通拠点施設整備事業として内容を含め見直す。	国が詳細なマニュアルを設けており、このマニュアルにより、市事業における導入の可否を検討することとした。これをもって、検討は終了する。 公共交通の在り方を検討し、交通拠点の候補地選定と導入施設を検討する。	PFIの導入	検討	
				公共交通拠点施設設備	計画策定	
4-5	市場化テスト(官民競争入札制度)導入の検討 < 企画政策課 >	市場化テストは、国及び地方公共団体のすべての官業が検討対象となるが、当面は国が率先して制度の整備を図っていくため、この動向を踏まえて検討する。	国土交通省、文部科学省により詳細な情報が提供されており、事業への導入にあたっては、これらを参考とすることとした。	制度の検討	検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
4-6	公共施設の適正配置と統廃合 < 子育て支援課、国保年金課、市民健康課、農務課、教育総務課、生涯学習課、学校給食センター >	学校給食センターの統廃合(東西地域に各1箇所)を検討する。 関市養護訓練センターの分散化について検討する。 各保育園の定員について、各保育園全体の定員ではなく、年長、年中等の各年齢階層別の定員計画化を検討する。(職員の適正配置)次に、保育園の適正配置について検討する。 生涯学習センターの適正配置について検討する(東西地域に各1箇所とし、その他の地域は、ふれあいセンター及び地域集会所でカバーすることについて検討する)。 診療所の統廃合について検討する(東西地域に各1箇所として、その他の地域は移動診療所での対応で検討する)。 小中学校の統廃合と校区変更について検討する。 食肉センターの管理運営については、市単独で行っているが、と畜する対象農家は市外の者が多く占めるとともに食肉の流通は県内外にも流通していることから、施設を管理運営している他市町との統合等について検討する。 保健センターの統廃合について検討する。	関・武芸川、武儀・上之保地区給食配送業務実施及び洞戸・板取地区配送業務の検討をした。	(1)給食センターの統廃合	検討	実施
			施設分散計画は中止し、現有3施設の通園区域変更によって通園者を調整し、療育環境を改善する。父母の会と協議している。	(2)養護訓練センターの分散化	検討	
			第1次計画として、日吉ヶ丘保育園の廃園、武儀地区2保育園統合について父母の会へ説明している。	(3)保育園の適正配置(定員計画含む)	一部実施	
			板取・洞戸・上之保地域の生涯学習センターは指定管理者制度の導入を検討した。 武儀・武芸川地域は、生涯学習センターとしての機能を損なわず、効率的な運用をできるよう検討している。	(4)生涯学習センターの適正配置	検討	
			統廃合計画(案)を策定し、運営方法、医師確保、施設整備について方針決定に向けての協議をした。医師確保計画について、県及び関係機関(岐阜大学附属病院、中濃厚生病院、(社)地域医療振興協会等)と協議した。	(5)診療所の統廃合	検討	方針決定
			旧武儀郡小中学校のH20年度以降の年度別生徒数の推移をもとに検討を行っている。耐震化計画の検討(体育館は災害時指定避難所となっているため、補強推進)。PTAなどの意向について一部意見聴取を開始した。	(6)小中学校の統廃合と校区変更	検討 懇談会	
			岐阜市、関市、養老町と食肉・畜産関係団体と将来構想について確立を行った。	(7)食肉センターの統合	検討	
			・板取、上之保保健センターの職員を洞戸、武儀保健センターにそれぞれ引き上げたが、事業が低下しないよう両地域を両保健センターが事業を展開した。 ・第4次総合計画、第2次実施計画の査定の中で、関市保健センターはH22年度に総合福祉会館へ移転する指示があり、副市長を座長とし、関係課と会議を開催し検討した。	(8)保健センターの統廃合	検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
4-7	民間委託の推進 (ごみ収集、保育園調理、 校務員等) < 子育て支援課、生活環 境課、教育総務課 >	食育も保育の一環であることなどから、給食の安全・衛生や栄養等の質が確保され、経費の削減となるような園内における調理業務の委託について調査・検討し、全保育園児に効率よく幼児給食が配食できる体制を整える。 収集業務の効率化、低コスト化の実現を目指し、市民サービスの品質を維持しながら経費を削減するため、ごみ収集業務の民間委託を可能などから推進するため、検討する。また、委託することによって生ずる課題等も検討する。 学校の安全管理を含めた業務は直営とし、学校施設における学校校務員の嘱託化を含めた業務の民営化の検討を行う。	大手給食会社から規模が小さく受託できない旨の通知があったので、引き続き受託可能な業者の調査選定を行う。 ごみ収集業務委託を合特法の転換業務とすることについての検討した。 校務員の正職員退職による補充は、嘱託職員、臨時職員で対応している。	(1)保育園調理業務委託	検討	
				(2)ごみ収集業務委託	検討	
				(3)校務員業務委託、効率の良い人員配置	検討 実施	
【5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合】						
5-1	行政評価システムの導入 < 企画政策課 >	平成19年度に導入の事務事業評価システムを基本に、段階的に施策評価システム、政策評価システムを構築し、評価結果を公表することを目指す(地方公営企業含む)。	H20年度事業から事務事業評価を実施し、公表していく。同時に施策評価を試行し、導入に向けた課題抽出に着手した。	事務事業評価の実施	導入	
				施策評価の実施		試行
				政策評価の実施		検討
5-2	1課1事務事業の見直し < 全課 >	見直しする項目は、次のとおりである(地方公営企業含む)。 事業の廃止等、講師及び委員報酬の削減、旅費の削減、消耗品、備品購入等の削減、食糧費の削減、委託料の削減、リース料の削減、負担金の削減、その他見直し	政策総点検において、全イベントの見直しを行うとともに、今後は同一事業について、補助金交付は3年間までとすることとしたため、今後も自動的に見直しが図られることとなった。	1課1事務事業の見直し	実施	
5-3	イベント事業の見直し < 企画政策課 >	各種イベント事業のあり方については、市全体で取り組むものとし、企画政策課及び関係各課による調整会議を開催し検討する。	政策総点検において、全イベントの見直しを行うとともに、今後は同一事業について、補助金交付は3年間までとすることとしたため、今後も自動的に見直しが図られることとなった。	各種イベントの見直し	検討 実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
5-4	産業イベントの見直し < 農務課 >	中濃農業祭と旧町村で開催されてきた産業祭のうち、農業イベントについては開催時期及び内容も類似しているため、中濃農業祭に整理統合を図ると共に、事業主体も民間、及びボランティアへ移管することを検討する。	イベント内容の見直しの他、整理統合について、地域の意見を聞きながら政策総点検の中で検討した。	産業祭・農業祭の見直し	検討 実施	
5-5	スポ - ツイイベントの見直し < スポーツ振興課 >	シティマラソンとキウイマラソンは、参加種目の明確化(競技性や市民の健康づくり等)、隔年開催あるいは統一も視野に入れ検討する。市がかわる事業については、その効果や必要性等を考慮し検討する。	19年度に競技性の強いシティマラソンとファミリー・子どもを中心とするキウイマラソンとの区別を明確化した事に伴い、シティマラソンの競技性を高めるため、実業団のハイレベルな選手の参加が増えるように企業へ無料参加の案内状を送り、シティマラソンをより競技性の高い大会となるよう位置づけを図った。また、隔年開催や両マラソン統一の検討については、それぞれ地域に親しまれている参加者の多いマラソンであるため21年度以降も継続していく。	マラソンの見直し		検討
				各種スポーツイベントの見直し	検討	
5-6	総合交通体系(コミュニティーバス等)の見直し < 企画政策課 >	市内全体の鉄道・バスの公共交通機関をはじめとする総合的な交通体系の見直し、調整を図る。	総合交通連携計画を策定している。岐阜上之保線を閉上之保線として再編するほか、21年度再編に向け、各地域においてバス検討協議会を開催した。	総合交通体系の見直し	実施	検証見直し
5-7	環境に配慮した工法の推進(自然環境の保全) < 関係課 >	土木事業に限らず全体の事業(地方公営企業含む)において、総合計画実施計画及び予算等とアライングなどの機会を捉え、関係課との実施前の調整を行う。地域の意見を取り入れながら自然環境保全型工法あるいは自然を取り入れた工法を行うなど住民参加型の事業とし、その後の検証の実施を行う。	次のとおり環境に配慮した工法による事業を実施した。 事業実施 林業振興課()、都市計画課()、土木課()、下水道課(28)	環境の観点から実施計画とアライングの実施	実施	
				各種事業との調整	実施	
5-8	環境施策の推進(生活環境施策の向上) < 生活環境課 >	生活環境向上のために必要な施策の見直し及び充実を検討し、関市として施策ごと(廃棄物対策、リサイクル、省エネルギー支援等)の構築を図る。	ISO14001におけるプラン(計画)策定の際に環境基本計画との整合を検討した。	環境施策の構築	検討 実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
5-9	交通安全対策の見直し < 交通防災課 >	事業内容を把握し、適材適所への事業分担を検討する。	交通安全施設整備及び維持管理業務の事業移管について建設部次長と協議を行ったが移管には至らなかった。	交通安全の対策	実施	
				事業の分担	検討	
5-10	防災行政無線(同報系)の見直し < 交通防災課 >	不感知地域等の解消を図りながら、活用方法について再検討する。	板取地域において事業実施し、同報無線については不感知箇所は、解消した。移動系については、若干の不感知地域はあるがほぼ全域をカバーしている。また、関、洞戸及び武芸川地域の基本計画策定を行った。	防災行政無線の整備	整備	
5-11	防犯灯電気料補助制度の見直し < 交通防災課 >	電気料の10%に相当する定額の補助金額を防犯灯の容量ごとに定め、防犯灯の設置数に変更のない自治会については毎年の申請を不要とすることを検討し、補助金交付要綱を作成し、自治会コミュニティ補助金への組み込みを図る。	申請、支払方法の簡素化を検討する中、防犯灯電気料補助及び設置補助を廃止することとした。	申請、支払方法の簡素化 防犯灯電気料補助金制度及び防犯灯設置補助金制度の廃止	自治会への周知	実施
5-12	事務事業の見直し(学校給食センター運営管理業務の統合) < 学校給食センター >	食育の観点から直営を堅持するが、関・武芸川地区、洞戸・板取地区、武儀・上之保地区の3地域3施設に統合するよう検討する。	関・武芸川、武儀・上之保地区給食配送業務実施及び洞戸・板取地区配送業務の検討をした。	運営管理業務の統合	検討	実施
5-13	民間委託の推進(日直の嘱託化) < 管財課 >	日直の多種多様な業務について、日直の専門性、職員OBの活用、再任用によらない場合の雇用の創出等も踏まえながら、嘱託化に向けて担当課と協議検討を重ね改善を図る。	嘱託化へ向けた検討を行う。	嘱託化の検討	検討	
5-14	事務事業の見直し(公用車の管理) < 管財課 >	部単位での公用車管理から、全庁(地方公営企業除く)を一括した集中管理による効率的な運用と台数の削減を図る。	全庁一括の共用の公用車を2台増やした。さらに21年4月より共用車を13台から32台とするとともに11台の公用車を削減をすることとした。	公用車管理の一元化	実施	
				公用車の削減	実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
[6 組織・出先機関の見直し]						
6-1	組織・機構の見直し < 秘書課、企画政策課 >	新たな行政課題や市民ニーズを的確に把握しながら、総合性、機能性等に十分に留意して、地方分権時代に適合した簡素で効率的な組織・機構(公営企業含む)の編制に努める。また、「事務事業の仕分け」による業務(公営企業含む)の見直しに努めるとともに「市場化テスト」についても検討する。	検討委員会を組織し、効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直し、業務内容の見直しを行う。 全国豊かな海づくり大会推進室を設置した。	組織の再編 事務事業仕分けによる業務の見直し	検討実施 実施	
6-2	支所(地域事務所)等の業務内容の見直し < 秘書課 >	地域事務所の業務内容の見直し(市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、地域事務所ごとで行う業務、複数の地域事務所分を一括して行う業務、廃止する業務に精査する。地域事務所長の権限内容を検討する。など)を行い、東・西部支所、本町サービスセンターも含めて地域バランスの取れた支所のあり方と業務内容の効率化を検討・実施する。(各地域の診療所、保健センターについても、あわせて検討する。)	検討委員会を組織し、効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直し、業務内容の見直しを行った。	支所のあり方の検討 業務内容の見直し	検討実施 検討実施	
6-3	柔軟な組織形態の導入 < 秘書課 >	横断的行政課題に対応するため、各部・課等間の連携を強化するとともに、庁内プロジェクトなどを有効に活用する。特に、部長職を除く管理職(課長、主幹)を対象に、税、使用料等の徴収や用地買収の業務を専門とする部局間を超えた横断的な組織の編制及び権限等について検討する。 職場ごとの業務内容や事務量に応じた組織形態として、組織のフラット化について検討する。 地方公営企業についても、同様に推進する。	検討委員会を組織し、効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直し、業務内容の見直しを行った。	各部・課間の連携強化 プロジェクトチームの有効活用 部局間を超えた組織の編制 グループ制の導入	実施 実施 検討 検討	
6-4	庁議及び政策会議の機能強化 < 秘書課 >	一連の各種会議の位置づけ、連携を明確にし、職場での情報伝達の工夫をする。 政策提案の場となる庁議について、柔軟に開催できる政策会議となるよう検討する。	定例の庁議(最高幹部会議)を毎月第3金曜日に開催している。 臨時の庁議(幹部会議等)を柔軟に開催したほか、特別職(市長、副市長、教育長)各部協議を充実した。	会議の持ち方の見直し	検討実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
[7 定員管理・給与の適正化]						
7-1	定員管理の適正化 < 秘書課 >	合併前の旧関市では人口130人に職員1人の割合であったことを目標に、平成17年度当初の職員数を10年間で150名削減する。この目標を達成するには、職員退職見込みから、新規採用を平準化することで、65名を純減(7.4%)する(地方公営企業含む)。そのため、適正な行政運営を進めるための職員定員適正化計画(地方公営企業含む)を策定し、効率的・効果的な人員配置、嘱託・臨時職員の活用、事務事業の整理統合、勤奨退職制度の見直し、民間委託の推進などにより、人員削減目標に沿った定員管理を推進する。	定員適正化計画に基づく今年度採用計画を策定し、職員採用試験を実施、採用を決定した。 H18.4.1 職員数 870人 H19.4.1 職員数 866人 H20.4.1 職員数 854人 時期的、期間的に職員を必要とする職場への臨時職員等の配置した。	嘱託・臨時職員の有効活用	実施	
				再任用職員の雇用	検討	
				職員定員適正化計画に基づく定員管理	実施	
7-2	各種手当等の見直し < 秘書課 >	社会情勢の変化などを考慮し、現状に合わない各種手当等の見直し(地方公営企業含む)を行う。特殊勤務手当制度本来の趣旨に合致しないものやその支出根拠が不適切なものについては、早急に見直しを図る。部下による上司の評価なども含め、職員の意欲を引き出すような人事評価制度の構築にあわせ、その評価を勤勉手当に反映させる。職階により一律に支払われてきた管理職手当にも、能力主義の導入を検討する。サービス低下にならない業務の一部委託や職員の横断的連携を含め、適正な配置などにより、時間外勤務手当を削減する。	時間外勤務削減のため、各部署で計画表を作成した。特殊勤務手当の一部を廃止した。	時間外勤務手当の縮減	実施	
				特殊勤務手当の見直し	検討	
				勤勉手当の見直し	検討	
				管理職手当の見直し	済	
7-3	勤奨退職制度の見直し < 秘書課 >	中高年職員に希望退職を促せる勤奨退職制度を検討する。	今年度末で満40歳以上かつ勤続年数15年以上の職員に対し、退職勤奨を行った。	勤奨退職制度の見直し	済	
7-4	目標設定と連動した人事評価制度の構築 < 秘書課 >	組織の目標の実現に向けて、個々の職員が目標を設定し、意欲をもって取り組める体制を整備するとともに、年功序列型から脱却した職員の意欲と能力と実績を公正に評価できる新たな人事評価制度の構築と、昇任試験制度の見直し(地方公営企業含む)を行う。	調査・研究、勤務評定を実施した。昇任試験(課長・係長)を実施した。新たに勤務評定をすることになった者に対し、人事評価者研修(研修センター主催)を受講させ、公正に評価できる評価者を育成した。	人事評価制度の構築	実施	
				勤務評定者研修の実施	実施	
				目標設定研修の実施	実施	
				昇任試験制度の見直し	見直し	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
[8 第三セクター等の見直し]						
8-1	第三セクターの見直し < 商業観光課 >	第三セクター会社については、関市所有の持ち株を処分し、民営化の推進を図る。	H18年度に完了した	民営化	済	
8-2	第三セクター長良川鉄道の見直し < 企画政策課 >	基金の枯渇により、沿線市町の財政的な支援は不可欠であるため、市町が増収、増客につながる支援を行う必要がある。昨年、長良川鉄道を「市民鉄道」へ転換するための計画書を策定した。これは、鉄道事業を公共的なサービスとして、少子高齢化時代に交通弱者の交通手段の利便性を図るため、利用しやすい鉄道とするための計画である。鉄道事業者には企画商品の開発などにより利用者を増やす方策や経費削減などの自助努力に努めるものとし、沿線自治体には総合的な支援を行うものである。赤字補てんなど、財政的な支援の他に刃物まつりなどのイベントに出展しPRに努めたり、健康づくりウォーキングとのタイアップなど鉄道を利用した催し物の実施、広報せきなどを通してのPR、コミュニティバスとの乗継ぎ調整など、利用しやすい鉄道とすることで利用者の増につながる施策を講じていく。	健康づくりウォーキングとタイアップした長良川鉄道レール&ウォークを開催し、沿線市町のイベントに長良川鉄道を利用してもらうためのスタンプラリーを開催してPRと利用促進に努めた。H18年に長良川鉄道再生計画を策定し、H19～H23年度まで5カ年間の事業計画により経営基盤の強化に努めている。経費削減を図るため、富加駅の業務委託を実施した。	鉄道近代化設備整備資金補助 事業経営安定対策委員会での協議 基盤整備事業補助金補助(県)	実施 協議 済	
8-3	土地開発公社の見直し < 公共用地課 >	平成18年内に策定の第2次経営健全化計画(H18～H22)に基づき、保有土地を処分する。また、所有地を目的変更して民間へ積極的に処分(帳簿価格が時価を大幅に上回っている土地は、一端市で買い上げて処分する必要がある。)するなど、需要がある時に処分できるような体制づくりが必要である。情報公開制度及び個人情報保護規程を策定する。	第2次経営健全化計画に基づき、関係各課にヒアリングを実施し、処分計画を作成し、計画に基づき保有土地を処分した。処分計画以外にも再取得の依頼・長期保有土地を中心に、目的変更等による早期処分及び民間への処分ができるよう業務方法書の一部改正した。現在、売払実施要綱を策定中。	情報公開制度等の策定、実施 第2次経営健全化計画の策定、推進	実施 実施	
8-4	外郭団体の見直し(公共施設振興事業団、社会福祉事業団) < 管財課、福祉政策課 >	市が出資する法人の経営について、適切な助言・指導を行い、健全で効率的な運営を図る。また、指定管理者制度の導入により、平成20年度を目途に、団体のあり方を検討する。	指導を行うとともに今後のあり方と公益法人制度改革に対する対応を協議した。	適切な助言・指導 情報公開に向けた取組要請 存続に向けた検討	実施 実施 検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
8-5	外郭団体との役割分担の見直し < 関係課 >	団体と市の役割分担について検討する。団体に対し、自主財源の確保と自主運営を促す。団体事務局機能の整理・統合・自立について検討する。	次のとおり、6件の見直しを行った(該当団体数268 見直し後262) 板取事務所(8 6 2) 武芸川事務所(1 0 1) 上之保事務所(3 2 1) 市民課(3 1 2)	役割分担の検討	検討	
				自主財源確保と自主運営の促進	検討	
				団体事務局機能の整理、統合の検討	検討実施	
8-6	他市等と連携する協議会等の見直し< 2市で構成 > < 関係課 >	他市等と連携する協議会等(2市で構成)の構成市町村が合併により減少したため、協議会等(業務、負担金)を見直すとともに、統廃合についても検討する。	次のとおり検討したが、削減は出来なかった。 交通防災課(1 1)、福祉政策課(2 2)、高齢福祉課(1 1)、市民健康課(1 1)、農務課(3 3) 林業振興課(2 2)、都市計画課(1 1)、土木課(1 1)、学校教育課(1 1)	各種協議会の見直し	検討実施	
				業務・負担金の見直し	検討実施	
【9 経費節減等の財政効果】						
9-1	企業誘致の促進 < 工業振興課 >	市税等財源の一層の確保と新たな雇用の創出に向け、優良企業を誘致するため、新たな産業用地を確保するとともに、県とともに積極的にPR活動を実施する。	現在、市内外の企業数社から、数ヘクタール規模で進出あるいは増築の希望が寄せられており、用地確保に苦慮している状況。こうした時期こそ、底力のある優良企業の誘致により、安定した税源と雇用先を確保することができる絶好の機会であり、鋭意努力を続けている。しかし現在は、誘致に適した土地が少ないため、県とともに新たな産業用地確保の可能性を検討している。	誘致・PR活動	実施	
				新たな産業用地の確保	実施	
9-2	財政健全化方針の策定 < 総務財政課、水道課ほか >	財政の現状と今後の財政見通しを踏まえ、中長期的な視点に立った財政の健全化を図るための財政運営方針について、調査検討を進め、その方針を策定するとともに、財政健全化に向けた具体的な取組を行っていく。あわせて公営企業会計についても、経営健全化に向けた計画を策定する。また、特別会計について、各会計の経営改革を進めるとともに、一般会計からの適正な繰出に努める。	市内全域の使用料を統一し、料金を改定した。7月以降請求分より適用している。未収金対策として、給水停止処置実施している。不明水対策で、メータ未設置施設にメータ設置を実施した。	財政運営方針の策定	実施	
				経営健全化計画の策定	実施	
				特別会計等の健全化	策定実施	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
9-3	バランスシート等の作成、活用(分析、公表) < 総務財政課 >	バランスシートの公表はもとより、新たに行政運営における費用を正確に計算するための「行政コスト計算書」を作成し、他市と比較しながら市民にわかりやすく公表することにより、さらなる行政の透明性を図るとともに、職員に対するコスト意識を喚起する。バランスシート等を作成し、いろいろな機会をとらえて市民にも市の財政状況を的確に把握できるよう努める。	H21年度(H20年度決算)における財務書類4表の公表に向けて、H19年度決算の財務書類4表を作成し、21年3月に公表予定	バランスシートを活用及び公表	実施	
	行政コスト計算書の作成・公表			実施		
9-4	使用料・手数料の見直し < 関係課 >	施設使用料や各種手数料などの受益者負担について、経済情勢や市民ニーズ等を反映した見直し(地方公営企業含む)を行う。	次のとおり見直していく。 福祉政策課(H20年度以降、わかさ介護ステーション事務所分を徴収する。) 高齢福祉課(H20年度以降、老人福祉センターの入浴施設使用料を徴収する。) 子育て支援課(H22年度に学童保育利用料の見直しを行う。) 下水道課(合併地域の使用料体系一本化と料金を見直す) 教育総務課(価格差のある教職員住宅使用料を是正する。)	使用料の見直し(減免・設定基準の策定)	検討	
	手数料の見直し(減免・設定基準の策定)			検討		
9-5	補助金等の整理合理化(各種補助金等の見直し) < 総務財政課 >	各種補助金等の適正化に向けて、新たに補助金等の適正化基準を策定し見直し(地方公営企業含む)を行う。	政策総点検において、補助金の全庁的な見直しを進めることとした。	団体運営費・事業費の適正化	実施	
				団体活動費・事業費の適正化	実施	
				新適正化基準の策定	(H20) 済	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
9-6	未収金の徴収対策の強化 < 関係課 >	市税等の収入の確保を図るため、市民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境づくり(地方公営企業含む)を図るとともに、徴収事務の効率化を進め、徴収率の向上に努める。また管理職で構成する関市税収納確保特別委員会による特別滞納整理を引き続き実施していくとともに、悪質な滞納者には、行政サービスの制限について検討する。不良債権の早期処理を行う。	納税者の納付機会の増加と利便の向上を図るため、H20年度よりコンビニ納付を実施した。複数年にわたる滞納者については、お願ひ型の訪問徴収から積極的な滞納処分への転換を図る。 差押した財産を滞納市税に充当するため一般競争入札とインターネット公売等を行った。差押と財産調査のための捜索を実施していく。	目標収納率達成に向けた滞納整理の強化	実施	
				コンビニ収納の実施	実施	
				クレジットカードでの収納の検討	検討	
				滞納者への行政サービス制限の検討	検討	
				インターネットや一般競争入札による差押不動産や動産の公売実施	実施	
9-7	公有財産の活用と売却 < 関係課 >	武芸川老人憩いの家の用途変更を行う。 将来的に収益性のある産業施設の売却又は地元移管を進める。 処分可能な普通財産を精査し、民間等への売却を検討する。(特に取壊しが必要な建物がある場合は、早期に取壊しのうえ処分を検討する。) 山林財産のうち里山で活用が可能な山林は、地域への管理移管の可能性について検討する。 市営住宅のマスタープランを策定し、不必要な住宅の用途の見直しや売却について検討する。 市所有の公の施設についても、処分可能であれば、民間等への売却を検討する。	施設の一部をワン・ハート(NPO法人 障害者の生涯自立を考える親の会)へ行政財産目的外使用の許可をしている。	武芸川老人憩いの家用途変更	実施	
				産業施設の売却又は地元移管	検討	
				普通財産の売却	売却	
				山林財産(里山)の地域移管	検討	
				市営住宅の適正化(配置)	検討	
				公の施設の売却	検討	

第4次行政改革 第4期推進計画 <平成21年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	20年度取組内容	取組内容	実施計画	
					21年	22年
9-8	公共工事コストの縮減 < 関係課 >	公共工事執行全般(地方公営企業含む)についてのコスト縮減に関する「行動計画」により実施する。	H13年度よりの「公共コスト削減案」を運用し、総合評価落札方式の入札を試行した。	全庁的な取り組み、行動計画の策定	検討 実施	
9-9	建設工事の品質確保 < 管財課、都市計画課 >	客観的な新工事評価方式を策定し実施する。また、発注者(設計者等の技術者)の執行体制や職員能力等、事業執行能力の評価を実施する。	新工事評定方式を7月からの実施した。技術者の研修事業(約15名)を行った。	新工事評価方式の策定と実施 技術者の事業執行能力の評価	実施 実施	
9-10	ISO14001の推進 < 生活環境課 >	行動計画による数値目標を設定し、環境マネジメントサイクル(プラン(計画)、ドゥ(実施)、チェック(評価)、アクション(改善))による進行管理を継続的に取り組みながら、多岐にわたる分野(地方公営企業含む)における経費の節減を図る。	ISO14001認証更新のための内部監査を実施した。	ISO14001検証(サーベイランス) 更新審査 内部環境監査員研修	検討 済 検討	
9-11	施設維持管理費の見直し「公用車、光熱水費等」 < 全課 >	地域事務所の「ISO14001」の認定により節減の目標を設定する。節減を徹底する職員研修を継続して実施する。公用車については、集中管理による効率的な運用と台数の削減及び経費の削減を図る。地方公営企業についても、同様に推進する。	ガソリン代、光熱水費の節減に努めた。	節減目標の設定 ISO研修 公用車管理の一元化	実施 実施 実施	
9-12	内部管理費の見直し「消耗品、備品の購入」 < 総務財政課 >	予算要求を必要数量、適正価格により計上する。物品の購入契約などを一元化、一括化することで、経費の削減と事務の合理化を図る。地方公営企業についても、同様に推進する。	各階ごとに物品購入、管理を一元化し、過剰な在庫の発生を抑制した。	予算査定時 物品・資材購入一元化の検討	実施 実施	